

付 属 資 料

- (1) 都市計画マスタープラン見直しの経過
- (2) 宝塚市都市計画審議会委員名簿
- (3) 都市計画マスタープラン見直しのための
小委員会委員名簿
- (4) 宝塚市都市計画マスタープラン見直しのための
小委員会設置に関する要綱
- (5) 宝塚市都市計画マスタープラン見直しのための
組織設置に関する要綱
- (6) 諮問書
- (7) 答申書
- (8) 用語の解説

(1) 都市計画マスタープラン見直しの経過

①都市計画審議会での審議の経過

年	月 日		
22	3月 3日	平成21年度第6回	諮問 都市計画マスタープラン見直しのための小委員会の設置について
	10月13日	第1回小委員会	委員長選出 都市計画マスタープラン見直しの概要について 宝塚市の現状について 都市計画の取組状況について 上位・関連計画について 都市づくりの主要な課題と目指すべき方向(案)について
	10月19日	平成22年度第2回	第1回小委員会について報告
	11月10日	第2回小委員会	都市づくりの主要な課題と都市づくりの方向(案)について
	12月 1日	平成22年度第3回	第2回小委員会について報告
	12月16日	第3回小委員会	全体構想の見直し方針(案)について
	23	1月11日	平成22年度第4回
1月21日		第4回小委員会	全体構想(案)について
2月24日		第5回小委員会	都市計画マスタープラン見直し方針について スケジュールの見直しについて 全体構想(案)について
3月22日		平成22年度第5回	都市計画マスタープラン見直し方針について(事前説明)
4月25日		第6回小委員会	全体構想(中間報告)案について
6月 3日		平成23年度第1回	都市計画マスタープラン見直し方針について(諮問) 全体構想の中間報告
6月 6日		第7回小委員会	地域別構想案について
6月15日		小委員会	現地視察(南部)
6月27日		第8回小委員会	地域別構想案について
7月11日		小委員会	現地視察(北部)
7月14日		平成23年度第2回	全体構想案について(継続審議) 地域別構想案について中間報告
8月17日		第9回小委員会	都市計画マスタープラン(案)について
9月 5日		平成23年度第3回	都市計画マスタープラン(案)について(継続審議)
11月 7日		平成23年度第4回	都市計画マスタープラン(案)について(継続審議)
12月19日		平成23年度第5回	都市計画マスタープラン(案)について(継続審議)
24	1月26日	平成23年度第6回	都市計画マスタープラン見直しについて(答申審議)
	3月30日		「たからづか都市計画マスタープラン-2012-」見直し決定

②都市計画マスタープラン市民意見等の集約

年	月 日	
23	3月 8日	地域別懇談会（第Ⅴ地域）【長尾ふれあい広場】（11名）
	3月12日	地域別懇談会（第Ⅱ地域）【市役所 研修室】（13名）
	3月13日	地域別懇談会（第Ⅵ地域）【山本山手ココセンター】（12名）
	3月16日	地域別懇談会（第Ⅶ地域）【地域利用施設西谷会館】（6名）
	3月26日	地域別懇談会（第Ⅲ地域）【共同利用施設川面会館】（5名）
	4月 5日	地域別懇談会（第Ⅳ地域）【小浜まち協会館】（11名）
	4月11日	地域別懇談会（第Ⅰ地域）【市役所 2-4会議室】（6名）
	4月16日	地域別懇談会（第Ⅲ地域）【フレミラ】（17名）
	9月22日	パブリックコメントの実施（～10月21日）
	10月 3日	都市計画マスタープラン（案）説明（意見交換）会【西公民館】（32名）
	10月 4日	都市計画マスタープラン（案）説明（意見交換）会【自然休養村センター】（15名）
	10月 6日	都市計画マスタープラン（案）説明（意見交換）会【男女共同参画センター】（12名）
	10月 7日	都市計画マスタープラン（案）説明（意見交換）会【東公民館】（13名）

③庁内連絡調整会等での経過

年	月 日		
22	1月19日	第1回	都市計画マスタープランの概要と連絡調整会の役割 スケジュール 都市計画マスタープランの見直しの方向性について
	3月23日	第2回	全体構想案について 策定スケジュール案について
23	6月10日	第3回	地域別構想案について
	7月27日		宝塚市都市計画マスタープランの策定にかかる県民局調整会議
	8月19日	第4回	都市計画マスタープラン（案）について 策定スケジュール案について
	9月26日		都市経営会議
	12月15日	第5回	都市計画マスタープラン（案）について
24	1月30日		都市経営会議
	3月23日		産業建設常任委員会

(2) 宝塚市都市計画審議会委員名簿

(平成22年3月3日から平成24年3月30日まで)

区分	氏名	公職等	備考
市議会議員	江原 和明		
	北山 照昭		
	小山 哲史		～平成22年5月20日
	浜崎 史孝		～平成22年5月20日
	近石 武夫		～平成22年7月6日
	梶川 みさお		～平成23年4月29日
	多田 浩一郎		平成22年5月21日 ～平成23年5月18日
	田中 こう		～平成23年5月18日
	村上 正明		～平成23年5月18日
	寺本 早苗		平成22年5月21日～
	井上 きよし		平成22年9月17日～
	石倉 加代子		平成23年5月19日～
	大川 裕之		平成23年5月19日～
	草野 義雄		平成23年5月19日～
	中野 正		平成23年5月19日～
知識経験者	上村 正美	阪急電鉄(株)都市交通計画部部長	
	澤木 昌典	大阪大学大学院工学研究科教授	
	多胡 進	大阪市立大学名誉教授(建築学専攻)	
	田中 みさ子	大阪産業大学人間環境学部准教授	
	西井 和夫	流通科学大学総合政策学部教授	
	宮本 博司	宝塚商工会議所会頭	
	矢野 文啓	宝塚警察署長	～平成22年3月31日
	板橋 志津子	元第1期宝塚女性ボード	～平成23年3月31日
	福間 則博	弁護士	～平成23年6月30日
	中奥 光治	宝塚市農業委員会会長	～平成23年7月24日
	築添 史一	宝塚警察署長	平成22年4月1日～
	古川 彰	関西学院大学社会学部教授	平成23年4月1日～
	島田 茂	甲南大学法学部教授	平成23年7月1日～
	古家 光	宝塚市農業委員会会長	平成23年7月25日～
	公募による市民	伊藤 益義	
白根 知子			～平成23年3月31日
菅沼 玲子			～平成23年3月31日
田村 博美			～平成23年3月31日
井上 欣也			平成23年4月1日～
今北 眞奈美			平成23年4月1日～
城所 智恵			平成23年4月1日～
藤井 良三			平成23年4月1日～
県の職員	釜谷 正博	兵庫県阪神北県民局県土整備部参事	～平成22年3月31日
	田中 剛	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所 まちづくり参事	平成22年4月1日 ～平成23年6月27日
	宮坂 清志		平成23年6月28日～

(3) 都市計画マスタープラン見直しのための小委員会委員名簿

(平成22年3月3日から平成24年3月30日まで)

区分	氏名	所属	備考
知識 経験者	植田 政孝	大阪市立大学 名誉教授 (経済学)	
	澤木 昌典	大阪大学大学院 工学研究科 教授	副委員長
	多胡 進	大阪市立大学 名誉教授 (建築学)	
	田中 みさ子	大阪産業大学 人間環境学部 准教授	
	西井 和夫	流通科学大学 総合政策学部 教授	委員長
	古川 彰	関西学院大学 社会学部 教授	
公募に よる 市民	伊藤 益義		～平成 23 年 3 月 31 日
	白根 知子		～平成 23 年 3 月 31 日
	菅沼 玲子		～平成 23 年 3 月 31 日
	田村 博美		～平成 23 年 3 月 31 日
	井上 欣也		平成 23 年 4 月 1 日～
	今北 眞奈美		平成 23 年 4 月 1 日～
	城所 智恵		平成 23 年 4 月 1 日～
	藤井 良三		平成 23 年 4 月 1 日～

(4) 宝塚市都市計画マスタープラン見直しのための小委員会設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宝塚市都市計画審議会条例(平成12年条例第17号)第7条の規定に基づき、宝塚市都市計画マスタープラン(以下「都市マス」という。)の見直し案の策定に関して、専門的見地等から広く意見を述べ、その骨子を作成するための調査及び研究を行う組織の設置を定めるものである。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、宝塚市都市計画審議会(以下「審議会」という。)内に、宝塚市都市計画マスタープラン見直しのための小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 小委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1)都市マス見直し案の骨子の作成に関すること。
- (2)前号に掲げるもののほか、都市マス見直しに関し必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 小委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、審議会条例第2条の委員並びに同条例第3条の臨時委員及び専門委員のうちから、審議会会長が指名する。
- 3 委員の任期は、審議会委員としての在任期間中とする。

(委員長)

第5条 小委員会に委員長を置き、委員長は第4条の委員のうちから、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 小委員会は、委員長が召集する。

- 2 小委員会は委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 小委員会の事務を処理するため、事務局を都市産業活力部都市計画課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、別に委員長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年3月3日から施行する。

(5) 宝塚市都市計画マスタープラン見直しのための組織設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宝塚市都市計画マスタープラン（以下「都市マス」という。）の見直しに関して、市行政内部の意見の調整を図り原案の策定を行うための組織の設置を定めるものである。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、宝塚市都市計画マスタープラン見直し連絡調整会（以下「連絡調整会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 連絡調整会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 都市マス見直し原案の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の見直しに関し必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 連絡調整会の構成員は、別表1の市の関係室長級職員で構成し、市長が選任する。

2 連絡調整会は、都市整備部都市整備室長が主宰する。

3 連絡調整会は、構成員以外の関係課の出席を求めることが出来ることとする。

(庶務)

第5条 連絡調整会の事務を処理するため、事務局を都市整備部都市計画課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会の運営に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、平成13年6月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年8月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年12月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

職 名（平成23年3月31日まで）	職 名（平成23年4月1日から）
企画経営部政策室長	企画経営部政策室長
企画経営部行財政改革室長	企画経営部行財政改革室長
企画経営部次長（市民協働推進担当）	市民交流部次長（市民協働推進担当）
都市安全部危機管理室長	都市安全部危機管理室長
都市安全部建設室長	都市安全部建設室長
都市産業活力部都市整備室長	都市整備部都市整備室長
都市産業活力部建築住宅室長	都市整備部建築住宅室長
健康福祉部健康長寿推進室長	健康福祉部健康長寿推進室長
健康福祉部福祉推進室長	健康福祉部福祉推進室長
子ども未来部子ども室長	子ども未来部子ども室長
市民環境部市民生活室長	環境部環境室長
都市産業活力部産業国際文化室長	産業文化部産業振興室長
	産業文化部宝のまち創造室長
上下水道局施設部長	上下水道局施設部長
消防本部次長	消防本部次長
教育委員会社会教育部生涯学習室長	教育委員会社会教育部生涯学習室長

(6) 諮問書

宝塚市諮問第 2 号

宝塚市都市計画審議会

宝塚市都市計画マスタープランの見直しについて (諮問)

このことについて、宝塚市都市計画マスタープランを見直したいので諮問します。

平成22年2月16日

宝塚市長 中川 智子

(7) 答申書

宝都審 第 23 号

平成 24 年(2012 年)1 月 26 日

宝塚市長 中川 智子 様

宝塚市都市計画審議会

会長 多胡 進

宝塚市都市計画マスタープランの見直しについて (答 申)

平成 22 年(2010 年)2 月 16 日付宝塚市諮問第 2 号で諮問のあった標記のことについては、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった宝塚市都市計画マスタープランの見直しについては、原案のとおり決定することに同意します。

(8) 用語解説

ページ番号は、本計画における初出のページを示している。

あ

アーバンデザイン (P33)

地域地区のイメージの向上や住宅地区における生活の快適さやアメニティの向上など、都市の魅力や独自性の形成などのために、街区群・建築群のデザインやサインデザイン、道路デザイン、緑地デザイン、広場デザインなどを実践し、地域地区のまちなみなどが審美的に評価されるよう、また人々に共通意識を醸成するよう、魅力ある都市空間を創出していくこと。

アドプトプログラム (P71)

市民と行政の連帯による地域に親しまれるまちづくりを進めるため、行政が管理している道路や公園などの清掃や草花の植え付けなどを市民が行うボランティア制度のこと。

アメニティ (P32)

都市計画などで求められる、建物・場所・景観・気候など生活環境の快適さ。「快適環境」と訳される。

アメニティ軸 (P47)

本マスタープランでは、ゆとりとうるおいのある都市環境の総合的な実現を図るため、都市のアメニティを支える軸として、水と緑のアメニティ軸（市街地内の中小河川や自然歩道など）、歴史と文化のアメニティ軸（歴史街道、地域文化資源など）を位置付け、余暇・レクリエーションのための系統的な緑地の整備、快適空間の創出による都市景観の向上などをめざしている。

エコツアー (P35)

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全にも責任を持つという考え方にたった旅行行程やプログラムを指す。

NPO (Non-profit Organization の略) (P2)

行政や企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織を指し、ボランティアやまちづくりなど、さまざまなグループが含まれる。

オープンスペース (P31)

公園、広場、河川、湖沼、山林、農地など、都市域、地区や街区、敷地内において建物によって覆われていない土地の総称。

か

環境基本計画（宝塚市環境基本計画）(P64)

現在と将来の世代が共に環境の恵みを受けることができるように、真に環境に配慮した「健全で恵み豊かな環境をともに育むまち」の実現に向け宝塚市の取り組みを定めた、市民、事業者の暮らし方、営みの指針となるもの。

近畿自然歩道 (P49)

多様性に富んだ自然や、各地に点在する古都や寺院に代表される地域の歴史資源を带状に結び、身近に自然や歴史とふれあえるよう設定された、環境省の長距離自然歩道構想に基づく「みち」。路線延長は約3,300kmで、近畿を中心とした2府7県にまたがっており、2003年（平成15年）に全線が開通した。六甲山系、西谷地域に想定されている。

近郊緑地保全区域 (P61)

「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づき、既成都市地域等の地域住民の健全な心身の保持及び増進、又は災害防止のため、指定されるもの。

ゲートウェイ (P37)

ゲートウェイとは門口、出入り口、通路をいう。本計画では小浜交差点から中国自動車道宝塚インターチェンジ周辺の自動車交通による本市の玄関口のことを「ゲートウェイゾーン」として位置づけている。

減災 (P31)

防災が被害を出さない取り組みであるのに対し、あらかじめ被害の発生を想定した上で、災害時に発生し得る被害を最小化するための取り組み（ダメージコントロール）のことを指す。

交通結節点 (P41)

鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場など、同じ交通手段や異なる交通手段を相互に連絡し、乗り換え・乗り継ぎなどができる場所のこと。

高度地区 P9 参照

高度利用地区 P10 参照

国立公園 (P9)

我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であつて、環境大臣が自然公園法の規定により指定するものをいう。

コミュニティ道路 (P70)

自動車の通行を主たる目的とはしない道路のこと。住宅地の道路整備手法の一つで、歩行者の安全性や快適性を考慮した道づくりが目的であり、道路上の空間は歩行者、自転車、低速の自動車などの交通のほか、近隣住民の交流や子どもの遊び場などに用いられる。

コミュニティビジネス (P154)

地域の人々が、地域に眠っている資源（労働力、原材料、技術力など）を活用して行う小規模ビジネスで、利益の追求に加え、地域課題の解決を目指すものである。住民が主体となり、地域の資源（人・モノ）を活用しながら、地域にある様々な課題を解決する地域密着型ビジネス。

コンセプト (P25)

概念、観念、観点、考え方。企画・広告などで、全体を貫く統一的な視点や考え方。本マスタープランでは、都市の具体的な事物や事象を包括して表象するとともに、将来の具体的な都市づくりにおいて方針と方向として参照される概念として用いている。

コンパクトな都市 (P24)

住まい、職場、学校、病院、遊び場などの諸機能を適正に集積し、組成することにより、自動車に過度に依存することなく、歩いて暮らせる生活空間を実現するまち、もしくはそれをめざしたまちづくり。ただし、「コンパクトな都市」とは、持続可能なまちづくりを推進するための都市政策上の考え方であり、特定の都市の形やイメージを規定するものではなく、それぞれの都市にふさわしいコンパクトな都市のあり方を定めていくもの。

さ

里山 (P32)

居住地域の近くに広がり、薪炭用材や落葉の採取などを通じて地域住民に継続的に利用されることにより、維持管理されてきた山。

砂防指定地 (P61)

砂防法第2条の規定に基づき国土交通大臣が指定する。砂防指定地内で切土・盛土等土地の形質変更を行おうとする場合には、知事の許可が必要である。

市街化区域、市街化調整区域 P9 参照

市街地再開発事業 P14 参照

シビックゾーン (P81)

市議会、市庁舎、その他の行政施設、中枢的な文化施設、福祉施設、大きい教育施設などの都市施設や公共施設、都市広場などが集合している地区。

社会資本整備審議会 (P1)

生活の基盤から国土の基盤まで、まちづくりや地域づくりといった社会資本整備について総合的に審議を行う国土交通省の諮問機関。平成13年(2001年)の省庁再編にともない、都市計画中央審議会など従来の9審議会が再編成された。

親水空間 (P72)

水と親しむことが出来る空間のこと。親しむことの内容には、水に触れること、接することだけでなく、眺めることやなじむことなども含まれる。

ストック (P32)

既にある整備済みの都市基盤施設や公共施設、建築物などの空間や施設、および文化・歴史の資源や観光資源などのこと。

ストリートファニチャー (P83)

街灯やベンチ、案内板など、街路や広場に置かれる備品の総称。

スプロール (P60)

市街地が無計画に郊外に拡大して、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。道路や下水道が未整備のまま低質な市街地が形成されるため、防災上、衛生上、生活上の問題が生じ、また、これをその後改善するには社会的に困難だけでなく、経済的にも膨大な経費を要する。

スマートインターチェンジ (P38)

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バス停から乗り降り出来るように設置されているETC専用のインターチェンジ。

生活道路整備条例 (P70)

幅員4m以下の市道で、建築基準法42条第2項により指定した「狭あい道路」を幅員4.3mに、また、4m以上でも「指定する道路」は6.3mなどに拡幅整備することを目的として、平成12年3月に制定した条例。

生産緑地地区 P10 参照

た

宝塚市地域公共交通総合連携計画 (P68)

公共交通(主としてバス)の面から、市民生活の利便性を高め、地域の活性化を図ることを目的として、市、市民、交通事業者、関係機関の協力のもと策定された計画。

宅地造成工事規制区域 (P61)

宅地造成等規制法に基づき、宅地造成に伴い発生するがけ崩れや土砂流出による災害が発生するおそれの著しい市街地で、知事が指定した区域のこと。

地域防災計画 (P3)

災害対策基本法に基づき、市民の生命、財産を災害から守るため、市域において地震や風水害などの災害を予防するとともにこれらの災害が発生した場合の総合的かつ計画的な対策を定めた計画。

地区計画 (P15)

都市計画区域において、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置などからみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備、開発、および保全するための計画とされる。

都市計画の区域区分、地域地区に加えて、都市計画区域内の一定の区域の特性を反映させることができる都市計画である。

DID (P16)

人口集中地区のこと。市区町村の区域内で人口密度が高い調査区(人口密度 1k m²当り約 4,000 人以上の調査区)が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区。

デマンド運行 (P68)

利用者の要望に応じて停留所に呼び寄せたり、停留所以外でも乗降できる仕組みの運行。

道路改良率 (%) (P20)

市が認定・管理する道路において、道路構造令の規格に適合するよう改良された道路延長の全道路延長に対する比率。

特別用途地区 P9 参照

特別緑地保全地区 P10 参照

都市基盤施設 (P53)

都市施設のうち、道路、公園、鉄道などの公共運輸機関、上下水道、廃棄物処理施設、通信施設、エネルギー施設など、生活や産業の基盤となる施設をいう。

都市計画区域 P8 参照

都市計画道路整備プログラム (P69)

必要不可欠な都市施設である道路を公平かつ計画的に整備するため、整備の優先順位と整備予定時期を示した計画。前期(平成 21 年度～平成 25 年度)及び後期(平成 26 年度～平成 30 年度)期間内に着手予定の路線などを明らかにしている。

都市計画法 (P2)

都市計画の内容およびその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律である。都市計画の基本理念として、都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康的で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保すべきこと、ならびにこのための適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図られるべきことを定めるものとしている。

都市施設 (P3)

道路などの交通施設や公園・緑地などの公共空地、上下水道・ガス・ごみ焼却場などの供給・処理施設、学校・図書館などの教育・文化施設、病院・保育所などの医療・社会福祉施設などをいう。

土地区画整理事業 P14 参照

な

ノンステップバス (P68)

バス自身の出入り口の段差を無くす、場合によってバス停の取り扱い方を配慮し、乗降を容易にしたバス。

は

ハザードマップ (P74)

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。宝塚市では、洪水・土砂災害に備えて、兵庫県が作成した「武庫川浸水想定区域図」と「土砂災害警戒区域図」に基づいて「ハザードマップ」を作成し、全戸配布している。

バリアフリー (P28)

高齢者や障がい者などが社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的、精神的な障壁(バリア)を取り除くためのハードウェアおよびソフトウェアの諸施策を実践し、生活上の障壁を取り除くこと。

阪神間モダニズム (P23)

1900年代から1930年代にかけて、主に六甲山系と海に囲まれた理想的な地形を有する阪神間(神戸市灘区・東灘区、芦屋市、宝塚市、西宮市、伊丹市、尼崎市、三田市、川西市)を中心とした地域を土台に育まれた、近代的な芸術・文化・生活様式とその時代の状況を指す。

被災市街地復興推進地域 P13 参照

ヒューマンスケール (P81)

都市計画や都市デザインでは、人間の生活行動、社会集団や人間関係、心理、整理などの面からみた基準に適合するように、実際の空間的、時間的なスケールを実現していくこと。

ファシリティマネジメント (P66)

既存の施設を有効活用しつつ、複数の施設を群として捉えた施設計画の策定などにより、保有する施設ストック全体としての質が最適となるよう、総合的に調査、評価、企画、管理、活用、整備する手法。

プロムナード (P33)

歩行者用の公共空間で、散歩、回遊することができる空間。

保安林 (P61)

木材の生産という経済的機能よりも、災害の防止、他産業の保護、その他の公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。

防火地域 P10 参照

ポケットパーク (P71)

市街地において、休憩場所の確保や都市景観の向上を図るために設けられる広場的機能を持つ小規模な公園をいう。

ま

水のマスタープラン (P3)

河川や水路、ため池などの治水、水質保全、整備、親水性、水循環、生態系など水辺を含む水環境に対する総合的な基本方針を定める計画。

緑の基本計画(宝塚市緑の基本計画) (P3)

緑地の保全と緑化、および景観形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講ずるため、都市緑地法に基づいて中長期的な観点で策定する計画。

モビリティマネジメント (P67)

都市や地域を「過度に自動車に頼る状態」から「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組み。

や

ユニバーサルデザイン (P28)

人間が言語の違い、左右の利き手の違い、障がいの有無、老若男女といった差異を問わずに利用することが出来る設計・工業デザインをいう。デザイン対象を障害のある人や高齢者に限定していない点で、一般に言われる「バリアフリー」とは異なる。

用途地域 P9 参照

ら

ライフライン (P31)

電気、ガス、上下水道、電話、通信など、都市生活や都市活動を支えるために地域に張り巡らされている供給処理・情報通信の施設。

ランドマーク (P53)

都市や地域、地区における特徴的な、あるいはシンボリックな構造物、地形、自然的特徴、樹木などをいい、アーバンデザインの実践では理論的な根拠に基づいて設定ないしはデザインする。

六甲山系グリーンベルト整備事業 (P61)

阪神・淡路大震災により、六甲山全域で山体のゆるみが生じ、崩壊地が1,000箇所以上発生した。震災後も降雨などによりその数はさらに増大し、2次災害の恐れもあるなど、土砂災害の危険性が高まったため、市街地に接する山麓から山腹に至る斜面において早期に一連の緑地帯を整備し山体の強化を図ることを目的として実施する砂防事業。全体の区域は西宮市生瀬から神戸市須磨区までのいわゆる表六甲の区域で延長約30km、面積約8,400haに及ぶ。

たからづか都市計画マスタープラン -2012-
— 都市計画に関する基本的な方針 —

発行日 平成24年(2012年)6月
発行 宝塚市
宝塚市東洋町1番1号
0797-71-1141(代表)
編集 宝塚市 都市整備部 都市整備室 都市計画課